

八戸市農業委員会 6 月総会議事録

日時：令和8年6月10日（水）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 17 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 欠	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 欠	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 20 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 （欠員）	8 番 永田 章彦 欠
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農業経営支援GL 平脇 千秋、
主幹 小井川 健、主査 矢田 一輝、主査 橘 陽平、主事 和山 翔紀、主事 大橋 康平

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
久保事務局長	事務局の久保から御報告いたします。 本日は、中村委員、田名部委員、永田推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
久保事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、上野輝彦推進委員の御発声に続いてお願いいたします。
	【憲章唱和】
久保事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。寒い日が続いておりますけれども、作物に影響がないようにと思っております。 先週ですけれども、全国農業委員会会長大会と国会議員への要請活動を行ってまいりました。神田先生と時間を取ってもらえる約束だったのが、当日になってノルウエーの漁業関係の大臣のお迎えに行かなければならないということで、5分という制限された時間の中で話をしたのは、賃金の値上げと農業は関係ないと思うかもしれませんが、金利の利上げと為替相場の話をしました。そうしたら、片山さつき大臣がうまくやっているから大丈夫ですという御返事を5分の中でいただきました。その他に、田名部議員には予定よりも多く時間を割いていただいて、1時間近く様々な話をしてきたんですけれども、要請活動は三八地域で行っておりますので、他の町村の抱えている問題とかも話をしてきたんですけれど

も、やっぱり一番最初に出たのはクマの問題で、地方それぞれの町村でどうこうというものじゃなくて国できちんと管理してほしいという話をしました。あとは農業委員と推進委員と同じ仕事を同じようにしているのに、できれば一緒に分けることなく、昔の農業委員という名前がそのまま残すわけにはいかないのかどうか、政府のほうの問題ですけれども、分けることなく活動できるようなことを考えてほしいということと、私たちの仕事量が随分増えていきますので、その分も報酬アップのための予算を取ってほしいということと、あとは農家人口が減っていきますし、高齢化が進んでおりますので、委員の人員探しもすごく大変になってきていますということをお伝えしました。あとは営農型太陽光発電で困っているところも他にもありまして、思い切って廃止の方向にしてほしいという話もしてまいりました。地元の人ではなく、東京大阪で見たことも聞いたこともないような名前の業者さんでこれから廃棄物が出てきたときにきちんと処理してもらえるのか、そこが耕作放棄地になり、置きっぱなしになってしまうという懸念も皆さん抱えていますという話もしてまいりました。このように要請活動をしてまいりました。

長くなりましたけれども、本日の議事につきましても、慎重に御審議くださいますようによろしくお願いいたします。

それではただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、

1 番坂本俊之委員、19 番赤坂英夫委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 23 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の

会長

推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

中里次長

それでは、事務局の中里から、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について御説明いたします。資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載された両面印刷のものとなります。失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

資料の表紙をめくりまして、1 ページを御覧願います。

令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表でございまして、昨年度 1 年間の実績について確認するものとなっております。

I 農業委員会の状況については、令和 7 年 4 月 1 日現在の状況を記載しております。

1 農業委員会の現在の体制については、令和 5 年 7 月及び 8 月改選時の体制の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況を記載しております。

次に、2 農家・農地等の概要については、主に 2020 年・令和 2 年の農林業センサスに基づいて記載しております。

2 ページをお開き願います。

II 最適化活動の実施状況について御説明いたします。

1 最適化活動の成果目標の（1）農地の集積でございまして。

①現状及び課題は、管内の農地と集積面積及び集積率を記載しております。

次に、②目標の表 3 行目に、「今年度末の集積面積（累計）」を 1,605.5ha、「（目標）今年度末の集積率」を 33.7%としておりました。

その目標に対する達成状況は、その下の③実績の表2行目「今年度末の集積面積（累計）」が1,062.2haとなったことから、「目標に対する達成状況」は、その下の3行目にあるとおり67.4%となりました。

この結果を持ちまして、その下の農業委員会の点検結果は、「目標の7割程度を達成することができた」としております。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消、については、①現状及び課題に遊休農地の状況を記載しております。

次にその下に、②目標として「ア既存遊休農地の解消」の「a 緑区分の遊休農地の解消」の表の2行目、「緑区分の遊休農地の解消目標面積」を、8.18haとしております。

3ページにまいりまして、先ほどの目標に対し、上から3つ目の表ですが、③実績ア既存遊休農地の解消の表中、「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積」は、ございませんでしたので、「今年度の目標に対する達成状況」は、その下の行にあるとおり0%となりました。

従いまして、その下、ページ中段付近にございます、農業委員会の点検結果は、「目標を下回る結果となった」としております。

次に、(3)新規参入の促進、については、①現状及び課題に新規参入者の現状と課題を記載しております。

次に、その下の表に、②目標として表の2行目に、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を6.52haとしております。

次に、4ページをお開き願います。ページ上段の③実績でございますが、先ほどの目標に対し、実績はありませんでしたので、農業委員会の点検結果は、「目標を下回る結果となった」としております。

次に、2最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの活動日数を月6日としておりました。

次に、(2)活動強化月間の設定については、①目標として、年3回としておりましたが、②実績は、その下の表のとおり、年4回と達成しております。

次に、5ページを御覧願います。

(3) 新規参入相談会への参加についてですが、①目標の年1回としておりましたが、②実績は、その下の表のとおり、参加実績はありませんでした。

以上、説明してきました実績から、目標の達成状況の評語は、「目標をやや下回る結果となった」となりました。

次の6ページのⅢ事務の実施状況については、令和7年度の総会の開催実績や、農地法に基づく許可事務等の処理件数を取りまとめて、記載したものですので説明は省略させていただきます。

最後になりますが、この作成しました内容を御承認いただき、併せて市ホームページに掲載することにより、公表することについて御承認いただきたく存じます。

なお、公表した後、八戸市長、青森県知事、青森県農業会議に報告することになっております。

以上で、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

会長

次に、日程第3、議案第24号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可につ

いてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

梅津推進委員

梅津から報告いたします。去る5月28日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号38番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条38番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、じゃがいも、ねぎ、大根です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は200m、耕作道について、231㎡の畑はありませんが、隣接する373㎡の畑を通じて耕作することです。受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は60年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況について、トラクター、管理機を各1台所有しております。調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

山田推進委員

山田から報告いたします。去る5月28日、松橋農業委員、赤坂農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号39番と番号40番を調査してまいりました。

まず、番号39番について報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条39番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、さつまいも、ミニトマト、じゃがいもです。申請者の過去3年間における農

地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 100m で、隣接する母屋を購入予定であり、その母屋からの距離となっております。耕作道について、596 m²の畑はありませんが、隣接する 330 m²の畑を通じて耕作するとのこと。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 15 年で地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 3 人、女 1 人で、うち、兼業者は、男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況について、耕運機 1 台を所有しております。

3 条 40 番

続きまして、番号 40 番について報告します。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 2 k m、耕作道について、675 m²の畑はありませんが、隣接する 992 m²の畑を通じて耕作するとのこと。受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人で、兼業者です。農機具保有状況について、トラクター、耕運機、軽トラック各 1 台を知人より借用予定とのこと。調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

河原木推進委員

河原木から報告いたします。去る 5 月 28 日、赤坂農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 41 番を調査してまいりました。資料の 2 ページをお開き願います。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 41 番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、受人が令和 6 年 9 月、令和

7年12月、令和8年1月、2月及び4月に、いずれも田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は10km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、すべて兼業者です。農機具保有状況について、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しております。調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上野推進委員

上野から報告いたします。去る5月28日、赤坂農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号42番を調査してまいりました。賃貸人の住所、氏名、年齢、及び賃借人の住所、氏名、年齢、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。この案件は、営農型太陽光発電設備設置のために区分地上権を設定するための申請です。まず、区分地上権とは、トンネルや送電線などの工作物を所有するために、他人の土地の地下や上空を使用する権利のことです。今回の案件の場合、作付けをしている農地の上空部分に営農型太陽光発電設備を設置するために設定する権利となります。今回の申請は、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なるため、営農型太陽光発電設備の下部の農地の上空部分に区分地上権を設定するための農地法第3条第1項の許可と、営農型太陽光発電設備の支柱部分に対する農地法第5条第1項の一時転用許可を同時許可とするものです。

3条42番

それでは、調査した内容について報告いたします。調査には、賃借人は代理人、賃貸人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、区分地上権を設定するための1年間の賃貸借です。申請理由は、賃借人は営農型太陽光発電設備設置のため、賃貸人は賃借人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第5

次に、日程第4、議案第25号、令和8年度第3号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、農業政策課から説明をお願いいたします。

小井川主幹

農業政策課の小井川から、議案第25号「令和8年度第3号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」御説明いたします。資料3ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借10件、使用貸借17件の計27件、借り手及び貸し手の人数は借り手11名、貸し手27名、利用権設定面積は98,590㎡です。

いずれも公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものです。借り手及び貸し手の住所氏名、利用権を設定する土地の表示等は資料記載のとおりです。

促進計画1～14番

番号1番から資料5ページの番号14番までは同一の借り手で、水稻を作付けするために1番は3年間、2番から5番は5年間、6番から10番は7年間、11番から14番は10年間使用貸借するものです。

促進計画15番

番号15番は水稻を作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり7,600円です。

促進計画16番

番号16番は水稻を作付けするために2年間使用貸借するものです。

促進計画 17、18 番	番号 17 番と 18 番は同一の借り手で、水稻を作付けするために番号 17 番は 1 年間、番号 18 番は 3 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 7,600 円です。
促進計画 19 番	番号 19 番はニンニクを作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 1,000 円です。
促進計画 20 番	番号 20 番は水稻を作付けするために 1 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,000 円です。
促進計画 21 番	番号 21 番は水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものです。
促進計画 22 番	番号 22 番はぶどうを作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 6,800 円です。
促進計画 23～25 番	番号 23 番から 25 番は同一の借り手で、ながいもを作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 5,000 円です。
促進計画 26、27 番	番号 26 番と 27 番は同一の借り手で、さつまいもを作付けするために 26 番は 2 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,000 円、27 番は 5 年間使用貸借するものです。 市の公告年月日は令和 8 年 7 月 21 日を予定しています。以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて

適当」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 6
会長

次に、日程第 5、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

松橋委員

松橋から報告します。去る 5 月 28 日、赤坂委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 6 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5 条 6 番

調査には、渡人は代理人が、受人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 12 月 1 日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが、事前相談済みです。埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、全体を盛土し、通路部分は砂利敷きにします。汚水、排水については、合併浄化槽を設置し、浸透枳で処理します。立地条件は、八戸市立町畑小学校から南西側約 500m に位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進み、住宅が連たんしている区域に近い農地であるためです。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

赤坂委員

赤坂から報告します。去る 5 月 28 日、松橋委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 7 番を調査してまいりました。賃借人及び賃貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 7 番

はじめに、当該案件の許可申請の経緯等について説明します。農地の上部空間への営農型太陽光発電設備設置のための農地転用許可は、原則として最長 3 年間

の一時転用となり、長期間発電するために設備の設置を継続する場合は、一時転用期間の満了ごとに改めて許可を受ける必要があります。

番号7番は、営農型太陽光発電設備設置を転用目的として計画し、令和5年8月2日付け八農委指令第25号により3年間の一時転用期間で1回目の許可を受け、その転用目的を履行し、その後、更新するために、2回目の許可を受けるための申請となります。転用面積については、太陽光パネルの面積ではなく、太陽光パネルを設置するための架台の支柱部分の面積となります。今回の案件の場合、1件当たりの支柱部分の面積は、直径76mmの支柱56本と直径300mmの引込柱1本分の面積、計0.32㎡となります。

それでは、調査した内容を報告します。

調査には、借人は代理人が、貸人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、賃貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置のための一時転用です。なお、設備の設置工事は既に完了しております。一時転用期間については、収量が基準に達していないことから、最長3年間許可できるところを、地域の平均的な単収と比較し、2割以上減収していることから、営農状況について経過観察する必要があると判断し、申請者と協議のうえ、1年間で申請することとしております。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。立地条件は、八戸市豊崎市民サービスセンターから北東側約850mに位置し、畑、山林に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外に当たるためです。また、今後の下部農地の営農については、万次郎かぼちゃを引き続き栽培する計画となっております。万次郎かぼちゃについては、令和6年度に初収穫し、令和7年度においては収量を増やすことができましたが、地域の平均的な単収と比較して51.8%の達成となり、2割以上収量が不足していることから、適切な営農が行われるよう、収穫時に農業委員等が現地で立ち合うなどの指導を行う予定としております。また、事業者からも、更なる収量の確保に努める意思が示されております。

以上のことから、事業計画の内容は、営農型太陽光事業に係る転用許可の基準

に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

なお、営農型太陽光発電設備設置に係る農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

会長

次に、日程第6、報告第21号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

和山主事

事務局の和山から御報告いたします。この案件は、相続等届出の5月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページの番号70番から資料14ページの番号78番までの計9件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類

は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号 75 番のみ有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

会長

次に、日程第 7、報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の撤回について及び日程第 8、報告第 23 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

矢田主査

事務局の矢田から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条農地転用届出の撤回の 5 月分でございます。資料の 15 ページを御覧願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 1 番

番号 1 番 転用目的は資材置場で、令和 5 年 6 月 15 日付けで受理通知書を交付しておりましたが、撤回理由は、浸水地域に該当し、周囲に被害を及ぼす恐れがあるためでございます。

申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。

続きまして、市街化区域内の 5 条農地転用届出の 5 月分でございます。資料の 17 ページを御覧願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載

	のとおりでございます。
5 条 32、33 番	番号 32 番、番号 33 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
日程第 7	次に、日程第 9、報告第 24 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい
会長	てを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
大橋主事	事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 5 月分でございます。資料の 19 ページを御覧願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 18 番	番号 18 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。 受理通知年月日は、令和 8 年 6 月 16 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会午後 3 時 13 分)